

儲かる農業ステップアップ事業実施要領

制 定 平成 30 年 4 月 10 日
一部改正 平成 31 年 2 月 22 日
一部改正 令和 2 年 3 月 30 日

第 1 趣旨

本県は平成 30 年の農業産出額で全国第 3 位の農業県であるが、販売農家 1 戸あたりの農業所得を試算すると全国第 11 位である。このような中、国内需要や消費者ニーズの変化などを的確に捉え、優れた経営マインドにより、創意工夫をもって農業に取り組み、農業所得を向上させている農家は現れてきているものの、これら儲かる農業を実践している農家は一部に留まっている状況である。

このため、県では、生産性の向上や付加価値の向上、販路開拓など、意欲ある経営体の創意工夫ある取組を支援することにより、収益性の高い経営モデルを確立し、他の農業経営体への横展開を進めることで、「儲かる農業」の実現を目指す。

第 2 事業内容

本事業は、認定農業者等から提案のあった創意工夫ある取組に対し、取組に要する経費の一部を補助するものである。

1 事業主体

事業主体は、認定農業者、認定新規就農者、女性農業士、青年農業士、及びその者を含む農業者組織とする。

2 対象とする取組

対象とする取組は、以下に掲げる「儲かる農業」の実現に向けた創意工夫ある取組とする。

(1) 生産性向上

規模拡大、高品質安定生産、コスト削減 等

(2) 付加価値向上

生産基準・品質基準等の導入、農産物の加工、異業種と連携した商品開発 等

(3) 販路開拓

輸出、GAP 取得後の販路拡大 等

3 補助率

補助率は 2 分の 1 以内とする。

ただし、補助上限額は 1,600 千円とし、うち 4 の (2) のハード経費にかかる補助金額は 800 千円以内とする（ソフト経費の計上は必須）。

4 補助対象経費

補助対象経費は、上記 2 の取組を行うために必要な以下に掲げる経費とする。

(1) ソフト経費

(調査に要する経費)

販路開拓のための市場調査、新規導入作物や新技術の先進事例調査、その他創意工夫ある取組に必要な調査

(研究開発に要する経費)

栽培法の研究，農産加工やパッケージデザインの開発，その他創意工夫ある取組に必要な研究・開発

(研修に要する経費)

栽培法や農産加工の技術習得のための研修，その他創意工夫ある取組に必要な研修

(2) ハード経費

上記2の対象とする取組に必要な簡易な機械・設備の導入

5 採択要件

以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 農業所得を事業実施後5年以内に概ね20パーセント以上向上させることを目標に掲げ，目標達成に向けた具体的な計画を有し，かつ事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について，適切な管理体制及び能力を有すること。
- (3) 事業主体名称，住所地又は所在地（以下「住所地等」という。）の市町村名，取組内容が公表可能であること。

第3 事業計画の作成及び承認

1 事業計画の作成及び承認申請

- (1) 事業を実施しようとする者(以下「事業主体」という。)は，儲かる農業ステップアップ事業企画書(様式第1号。以下「企画書」という。)により事業計画を作成し，事業計画承認申請書(様式第2号)により農林事務所長(以下「所長」という。)あて承認申請をするものとする。

なお，事業計画の作成にあたっては，事業主体の住所地等の市町村農政主管課等に事前相談をするものとし，承認申請にあたっては，根拠書類(事業主体要件，農業所得，補助対象経費等が確認できる書類)及び現場支援担当者記入票(各地域農業改良普及センター普及指導員又は農業総合センター専門技術指導員等が記載)を企画書に添付した上で，様式第3号により事業主体の住所地等の市町村長に提出するものとする。

- (2) 市町村長は，事業計画の内容を確認した上で，適当であると認めるときは，様式第4号により事業計画承認申請書を所長に提出するものとする。
- (3) 構成員の住所地等が二以上の市町村にわたる事業主体(以下「広域事業主体」という。)は，住所地等を管轄する所長に，構成員の住所地等が二以上の農林事務所の管轄区域にわたる場合にあっては，知事に直接承認申請をするものとする。

ただし，広域事業主体の活動地域(農地，事業所等)が特定の市町村，あるいは農林事務所の管轄区域に限定される場合はこの限りではない。

2 事業計画の承認

所長又は知事は，第4に定める審査の視点により十分審査を行い，事業計画の承認又は不承認を決定し，様式第5号により事業主体あてその旨を通知するものとする。

なお，その通知は，様式第6号及び様式第7号により市町村を通じて行うものとする。ただし，事業主体の構成員の住所地等が，二以上の市町村の区域にわたる場合又は二以上の農林事務所の管轄区域にわたる場合にあってはこの限りではない。

3 事業計画の変更

上記2により事業計画の承認を受けた事業主体は、以下に掲げる重要な変更があったときは、所長（広域事業主体にあつては知事）の承認を受けるものとし、事業計画の変更の承認は、上記1及び2に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止、事業の全部又は一部廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 所得目標の変更
- (4) 補助対象経費の30パーセントを超える増減

ただし、上記(1)から(4)以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

第4 企画書の審査

所長又は知事は、以下に掲げる視点から企画書の内容について審査するものとする。なお、審査は、別に定める審査要領に基づき行うものとする。

- (1) 新規性・独創性（創意工夫等）
- (2) 有効性（所得目標達成に直接つながる取組かどうか等）
- (3) 発展性（地域のモデルとなりうる取組かどうか等）
- (4) 実現性（事業内容は具体的で、所得目標の算出基礎は適当なものかどうか等）
- (5) 経営者能力（所得向上に向け現状把握と課題設定ができており、それに向けた技術レベル、経営マインドを有しているか等）

第5 事業成果の報告

- 1 事業主体は、事業実施年度から5年間、事業成果報告書（様式第8号）により知事又は所長に事業成果を報告するものとする。なお、報告にあたっては、事業実施状況や農業所得が確認できる書類及び現場支援担当者記入票（各地域農業改良普及センター普及指導員又は農業総合センター専門技術指導員等が記載）を添付の上、毎年4月15日までに、様式第9号により市町村長（広域事業主体にあつては、直接所長又は知事）に提出するものとする。
- 2 事業成果報告書の提出を受けた市町村長は、その内容及び目標の達成状況を確認した後、毎年4月末日までに、様式第10号により所長に提出するものとする。
- 3 事業成果報告書の提出を受けた所長は、その内容及び目標の達成状況について評価し、その結果を5月末日までに、様式第11号により市町村長へ通知するものとする。
- 4 県は、上記3の評価結果が著しく低いなど、別途対策を講じる必要がある場合には、市町村と連携して事業主体を指導するものとする。

第6 企画書の取組内容、実施状況及び成果の公表

県は、企画書の取組内容、事業実施状況及び成果について、茨城県のホームページ等で公表することができる。

第7 支援体制等

県は、「儲かる農業」の実現に向け、意欲ある経営体の創意工夫ある取組を積極的に支援するとともに、第1の趣旨に沿って、採択事業が地域のモデルとなるよう支援し、現地研修会やセミナーの開催などを通して、地域の担い手に横展開されるよう努めるものとする。

第8 効果的かつ適切な執行の確保

- 1 県は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めるときは、この要項の執行に必要な限度において、事業主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができる。
- 2 県は、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。